

答案用紙

●答案用紙の解答欄の枠内に記載した解答のみ採点対象とします。

24字×25字

令和 年度 技術士第二次試験答案用紙

○解答欄の記入は、1マスにつき1文字とすること。なお、英字・数字は1マスに2文字を目安とする。

1	景観を整備するための制度
(1)	景観地区（都市計画法）①
・	都市計画の地域地区として市町村が決定
・	建築物の形態意匠（景観法認定で担保）高さ壁面後退
(建築確認で担保)	などの規制が可能 ②
・	罰則規定があり、良好な景観形成の担保

- ① 箇条書きは屋外広告物の指摘同様、リスクがあります。述べよとあるので、文章で説明すべきと考えます。
 - ② 小見出しに都市計画法とあるので、景観法や建築基準法（建築確認）の記述があることに違和感があります。都市計画法で景観地区を定めることを示しているのだと思いますが、制限は他の法令により担保されるのでそこを説明しないと混乱を招きます。また、景観計画と景観地区の違いが明確になる記述が求められます。

(2)	景観計画(景観法)
・ 景観行政団体(主に市町村)が作成	
・ 景観計画区域内で良好な景観形成を図るため行為の	
制限の基準(景観形成基準)を定める。③	
・ 景観形成基準は、建築物又は工作物の形態又は色彩	
その他の意匠の制限。	
・ 建築物は届出・勧告による緩い規制・誘導	
・ 形態意匠については条例で変更命令可能。	④

- ③ 箇条書きにするのであれば、体言止め（原則、句点不要）
 - ④ 条例で変更可能なのは工作物ではないでしょうか。建築物は、都市計画法で制限を定めるのではありませんか（下図参照：国交省 HP より）。

令和 年度 技術士第二次試験答案用紙

○解答欄の記入は、1マスにつき1文字とすること。なお、英字・数字は1マスに2文字を目安とする。



●答案用紙の解答欄の枠内に記載した解答のみ採点対象とします。

24字×25字

令和 年度 技術士第二次試験答案用紙

○解答欄の記入は、1マスにつき1文字とすること。なお、英字・数字は1マスに2文字を目安とする。

- ⑤ 令和元年度以降、補助メニューの内容が問われたことはありません。
- ⑥ 景観形成整備事業というメニューは確認できませんでした。景観形成総合支援事業であるならば、廃止されています。